

～「横浜みどり税」をご負担いただいています～

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成 21 年度から市民の皆様へ「横浜みどり税」をご負担いただいています。いただいた横浜みどり税は、樹林地・農地の確実な担保、身近な緑化の推進などに活用しています。

平成 21 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に 9%相当額を上乗せして申告納付をお願いしています。



法人の区分		横浜みどり税を含む税率 (年 額)
資本金等の額	従業者数	
下記以外 の法人等	人数にかかわらず	54,500 円
1 千万円以下	50人以下	54,500 円
	50人超	130,800 円
1 千万円超 1 億円以下	50人以下	141,700 円
	50人超	163,500 円
1 億円超 10億円以下	50人以下	174,400 円
	50人超	436,000 円
10億円超 50億円以下	50人以下	446,900 円
	50人超	1,907,500 円
50億円超	50人以下	446,900 円
	50人超	3,270,000 円

※ 平成 26 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度からは、法人税割が課税されない法人を含むすべての法人に、横浜みどり税をご負担いただいています。

※ 中間（予定）申告についても「横浜みどり税」の対象となり、申告納付が必要となります。

※ 申告税額が異なることが判明した場合は、更正（地方税法 321 条の 11）の対象となりますので、ご注意ください。

法人市民税に関する申告先・お問合せ

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当
〒231-8316 横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 5 階 電話：045-671-4481
※こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」はお取り扱いしておりません。
受付時間：午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（土日祝日年末年始を除く）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、パソコンやスマートフォンによる電子納税をご活用ください！

・ 地方税共通納税システム ・ ペイジー納付 ・ クレジット納付 ・ スマホ決済

横浜市税 納付方法

検 索